

食安監発第1218003号

平成18年12月18日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成18年10月26日付け食安監発第1026001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知（以下「通知」という。））により取り扱っているところです。

今般、輸入業者の全箱確認及び検疫所の現場検査が終了し、SWIFT BEEF CO.（施設番号：628）以外において処理された牛肉等については、問題が発見されなかったもので、当該牛肉等については、通知に基づき保留としていた輸入届出済証を交付するようお願いいたします。

なお、上記施設が出荷した牛肉等の取扱いについては、追って通知します。